

行政手続法適用

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名		特別療養給付の支給		
根拠法令及び条項		国民健康保険法(昭和 33 年法律第 192 号)第 55 条第 1 項		
所 管 部 課 名		市民健康部 保険年金課		
審 査 基 準	関係法令等及び条項	—		
	基 準	<p>特別療養給付の場合は、被保険者証の代わりに特別療養証明書を保険医療機関に提出して療養の給付を受けることになっている。したがって、この特別療養証明書を提出できない場合には、現物給付である療養の給付を受けることはできない。</p> <p>しかし、特別療養証明書を提出しなかったことが緊急その他やむを得ない理由によるものと認められるときは、現金給付として療養費の支給を受けることができる。</p>		
	設定年月日	昭和 34 年 4 月 1 日	最終変更年月日	
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総日数 2～7 日程度 (注：休日は含まない。)		
	内 訳	経由機関 日 (機関名 ) 協議機関 日 (機関名 ) 処分機関 2～7 日		
	設定年月日	昭和 34 年 4 月 1 日	最終変更年月日	
備 考				